

測定器等の較正に関する規則の一部を改正する省令新旧対照表

●測定器等の較正に関する規則（平成九年郵政省令第七十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第八条 法第百二条の十八第二項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〽三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書</p> <p>二 〽十三（略）</p> <p>（指定較正機関の構成員）</p> <p>第八条の二 法第百二条の十八第五項第三号の総務省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に基づき設立された社団法人 社員</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社 社員</p> <p>三 株式会社 株主</p> <p>四 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び農業協同組合 組合員</p> <p>五 協同組合連合会及び農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>一 〽三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本</p> <p>二 〽十三（略）</p> <p>（指定較正機関の構成員）</p> <p>第八条の二（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十五年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員</p> <p>三 商法第五十三条の株式会社 株主</p> <p>四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第四条第一項の農業協同組合 組合員</p> <p>五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第四条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接</p>

六
(略)

六
(略) にこれらを構成する者